

○ 公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和 5 年 6 月 9 日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 入札に付する事項

(1) 件名

愛媛県立高等学校空調設備の借入れ及び保守管理等業務（電気式）

(2) 借入物品名及び数量

愛媛県立高等学校空調設備の借入れ 一式

ただし、空調機器及び受電設備（以下「空調設備」という。）の設置工事（設置に必要な資材を含む）並びに保守管理及び修繕を含む。

数量は以下のとおり。

5 校 203 教室

(3) 借入物品の内容等

仕様書による。

(4) 借入期間

各高等学校の空調設備は、令和 6 年 3 月 31 日までに設置を完了し、稼働可能な状態にすることとする。

借入期間は、空調設備を稼働可能な状態にした日の属する月の翌月から 15 年間（180 箇月）とする。

なお、借入期間は、15 年間経過後、空調設備に特に異常がない場合は、サービス利用料金等について協議した上で、延長できるものとする。

(5) 借入場所

入札説明書及び仕様書による。

(6) 入札方法

ア 入札金額は、(2) に要する総額を借入期間（180 箇月）において均等に分割した 1 月当たりのサービス利用料金の金額とする。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、令和5年度から7年度までの製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められ、かつ「特定調達参加希望」の登録をしている業者で、次の事項に該当するもの

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和6年3月31日までに、要求する仕様の空調設備を確実に納入し、各高等学校への空調設備の設置工事が実施できる体制が整備されていることを証明した者であること。
- (3) 空調設備に係る保守管理及び修繕の体制が整備されていることを証明した者であること。
- (4) この入札公告の日から過去5年に種類及び規模を同じくする契約を締結し、かつ、これらを全て誠実に履行している実績がある者であること。
- (5) 開札の日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中ではない者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

愛媛県教育委員会事務局指導部高校教育課施設管理グループ
〒790-8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話 （089）912-2951

- (2) 入札書の受領期限

令和5年7月21日（金）から7月24日（月）午前9時59分までの執務時間中（愛媛県の休日定める条例（平成元年愛媛県条例第3号）第1条第1項に規定する県の休日以外の日）の午前8時30分から午後5時15分までをいう。以下同じ。）に(1)に掲げる場所に持参又は郵送等（書留若しくは簡易書留又は信書便でこれらに準ずるものに限る。以下同じ。）により提出すること。ただし、郵送等による場合は、7月21日（金）午後5時15分までに必着のこと。

- (3) 入札説明書の交付方法

令和5年6月9日（金）から6月30日（金）までの執務時間中に(1)に掲げる場所で交付するほか、愛媛県ホームページにおいて公表する。

- (4) 開札の日時及び場所

令和 5 年 7 月 24 日（月）午前 10 時 00 分

愛媛県庁第一別館 10 階 教育委員会会議室

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

愛媛県会計規則（昭和 45 年愛媛県規則第 18 号）第 135 条から第 137 条までの規定による。

- (3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札仕様確認書を知事に提出し、2 に掲げる資格を有することの確認を受けること。

なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

ア 提出期限

令和 5 年 6 月 30 日（金）午後 5 時 15 分まで

イ 受付場所

3 の (1) に掲げる場所

ウ 提出方法

持参又は郵送等

- (4) 入札の無効

2 に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

- (5) 契約書作成の要否
要

- (6) 落札者の決定方法

この公告に示した業務を履行できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第 133 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (7) その他

詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the service to be leased: Ehime Prefectural High School Air conditioning, 1 set

- (2) Time limit of tender: 9:59 a.m., 24 July 2023

(tenders submitted by mail: 5:15 p.m., 21 July 2023)

- (3) For further information, please contact: Facilities Administration Section, High School Education Division, Guidance Department, Ehime Prefectural Board of Education, Ehime Prefectural Government, 4-4-2 Ichibancho, Matsuyama, Ehime 790-8570 Japan
TEL 089-912-2951